

介護保険料の納付等に関する相続代表人の届出書

令和 年 月 日

可児市長 様

介護保険法第143号の規定により、保険料その他この法律の規定による徴収金（延滞金を除く。）については、地方税法第9条の規定を準用することにより、相続人に引き継がれますので、その徴収金に係る一切の書類について、下記の者が相続人を代表して受領することとしましたので届け出ます。

また、地方税法第20条の規定を準用することにより、下記被保険者に対する介護保険料の還付に関する書類についても同様であり、還付金が生じた場合の振込口座を併せて届け出ます。

記

相続代表人	住所	〒										
	氏名											
	故人との続柄	配偶者 ・ 子 ・ 孫 ・ 兄弟姉妹 その他 ()					電話					
被保険者	住所	□上記住所に同じ 可児市										
	氏名						生年月日	年 月 日				
	被保険者番号			0	0	0						

被保険者に還付金が生じた場合の振込先口座

口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所	種目	口座番号							
			1. 普通口座 (総合口座) 2. 当座預金 3. その他								
	ゆうちょ銀行	1	0 の								1
	フリガナ										
	口座名義人										

代理人に受領を委任する場合はご署名ください。(※口座名義人が相続代表人の場合は、記入不要です。)

受領については、上記口座名義人に委任します。 相続代表人 _____

被保険者からみでの口座名義人との続柄 配偶者・子・孫・兄弟姉妹・その他 () _____

届出人	□ 相続代表人と同じ (※ 以下については届出人が相続代表人の場合は、記入不要です。)										
	住所	〒									
	氏名										
	故人との続柄	配偶者 ・ 子 ・ 孫 ・ 兄弟姉妹 その他 ()					電話				

※ ここに記入された相続代表人は、被保険者が納付すべき介護保険料の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する一切の書類の受領する代表者であるため、被保険者に係る介護保険料の納付等に関する書類は、すべて上記相続代表人の住所に送付されます。

※ 償還払いや高額介護（予防）サービス費等の支給に伴い発生したサービス利用者への支払いがある場合は、上記口座に振り込むことで利用者本人に保険給付したものとみなしますので、ご了承ください。

※ この届出は介護保険料に関するものであり、その他税・料については、各担当にお問い合わせください。